

不受理申出の利用例

離婚協議中のAさんの場合

私は今、離婚に向けて夫婦で話し合いをしています。先日、子どもの親権や養育費のことで相手と話し合っていたのですが、話すうちに言い争いになってしまい、その場で二人とも離婚届にサインをしてしまいました。すぐに冷静になったのですが、サインした離婚届は「何かあれば役場に出す」といって、相手がまだ持っています。

まだ話し合いが終わっていないのに、相手がその離婚届を役場に出してしまうのではないか心配になり、役場に「離婚届の不受理申出」を出すことにしました。



『戸籍の届出を
受理しないでほしい』

と申し出ておくことができる
仕組みがあります。



戸籍制度
マスコットキャラクター
「コセキツネ」



法務省民事局(戸籍制度)

<https://www.moj.go.jp/MINJI/koseki.html>



ご存じですか？

あなたを守る

ふじゅり

不受理

もうしで

申出制度

あなたが望まない戸籍の届出
を防ぐための制度です。



ふじゅり 不受理 もうして 申出制度って なに？

不受理申出制度は、**本人の意思に基づかない戸籍の届出が受理されることを防止するための制度**です。

たとえば、あなたが「婚姻届の不受理申出」をした場合、市区町村役場は、婚姻届が提出されても、**あなた本人が窓口に来て届け出たことを確認できなかったときは、その婚姻届を受理することはできません。**

婚姻や離婚、養子縁組などは、戸籍の届出によって成立します。なりすましなどにより、虚偽の届出がされることを防止する方法の一つが「不受理申出制度」です。



不受理申出ができる
戸籍の届出

- 婚姻届
- 離婚届
- 養子縁組届
- 養子離縁届
- 認知届 (裁判による離婚、養子離縁、認知は対象外です。)

※不受理申出は、申出人が取り下げない限り有効です。 ※手数料・利用料金は不要です。



不受理申出ができる人



- 婚姻届…夫/妻になる方
- 離婚届(協議離婚)…夫/妻
- 養子縁組届…養子になる方^{※1} 養親になる方
- 養子離縁届(協議離縁)…養子^{※2} 養親
- 認知届(任意認知)…認知する父



※1 15歳未満の場合は法定代理人 ※2 15歳未満の場合は離縁後の法定代理人

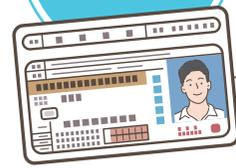
不受理申出の
窓口

- 申出人の本籍地の市区町村役場
- 申出人の住所地や所在地の市区町村役場

※原則として申出人本人が、窓口で提出しなければなりません。
※日本人が関係する届出に限り、外国人の方からの申出も可能です。



不受理申出に必要なもの



- 申出人の本人確認書類
(運転免許証・マイナンバーカード等
顔写真の添付された身分証明書等)
- 不受理申出書
(市区町村役場窓口で配布※)

※ホームページにデータを掲載している市区町村もあります。

